

V. 公の施設の指定管理者の選定方法について（別冊 資料一覧 P.16 参照）

（市からの提示内容）

現状

- 334 の公の施設につきまして、
 - うち 74 施設が指定管理者による管理となっています。
 - うち 49 施設が今年度末に指定期間満了となります。
 - うち 5 施設について H20. 12. 15 に指定管理者の公募を行いました。
- 各施設担当課において、
 - 担当施設を指定管理にするか直営にするか判断します。
 - 指定管理にした場合、管理者を公募にするか、随契による非公募にするか判断します。
- 公募施設・非公募施設とも各施設担当課において、申請者の事業計画書に対して一次評価を行います。
 - 一次評価に対して、行政改革推進課にて二次評価を行います。
- 一次評価、二次評価を合わせて、選定委員会にて審査を行います。
- 審査は、「各施設担当課」と「総務部長・企画部長・外部有識者 2 名」との間でヒアリングを行い、選定します。
- ヒアリング内容は、主に「公募・非公募の理由」「どうしてその申請者に委託するのか」についてです。

課題

- 公募・非公募の判断基準が曖昧になりがち。
- 指定管理者制度の導入により税金がどれだけ節約出来たかというのが不明瞭。
- 施設担当課が無計画に導入しているように見える。
- 新規企業の場合は、管理の実績がなく、また過去の決算もない場合がある。そうなった時に、単純に一次評価や二次評価だけでは選定できない。
- 委託料を参考額として募集要項に表示した方が良いのか（今回は都市公園のみ表示）。目安になり、申請者も事業計画を立てやすいと思うが、その金額を市から出してもらえると誤解を受ける可能性がある。

今後の取組

- 施設の性格上、利用者や地域との関係、市の関与の必要性、専門性などから公募をしないことが望まれる施設もありますが、公募実施の判断基準と何年後には導入するという経過的期間も定める基準を設けます。
- 事業報告書に基づき事後評価を行い、指定管理者に対し必要な指示を行います。
- 施設担当課において、公の施設について指定管理が良いのか、直営の方が良いのか研究し、判断するようにします。
- もっと早い段階で選定委員会を開き、それぞれの申請者の疑問点を洗い出し、必要があれば申請者に対しヒアリングを行います。また管理の実績など情報があまりに少ない場合は、1 年間の業務委託に変更する事もありうる事を募集要項に明記します。
- 委託料の表示については、業務仕様書への記載は施設担当課の判断に任せるがあくまで実績であり、保証額では無いことを明記します。

（市民による行政改革委員会の意見）

提言

管理が直営によるべき以外の施設は、基本的に全て指定管理者制度を導入し、かつ、公募により選定すべきです。

意見一覧

- 今後の取り組みに賛同します。
- 応募者を市内在住の企業等に限定していますが、もう少し広い範囲（例えば東濃 5 市又は県内）にして他市と協力して良好な管理者を育成するのも良いと思います。

- 公募により民間が入って来るのは良いことであります。現在の受託業者に対する波及効果があります。
- 民間でも実施しているものは基本的には公募です。市でしか出来ないものは直営とすべきです。
- 全て指定管理が良いというわけではないと思います。
- 選定委員会の委員は、その都度その施設の性格に精通した委員を選ぶのが良いと思います。
- 選定委員会においては、なぜこの業者を選んだのか上手に説明できる部署が少なかったです。
- 「非公募の施設をどうしていくか」「3年経ってもなんら改善されない場合どうしていくか」事後評価、モニタリングにより検証していく必要があります。
- 選定委員会の委員については、やはり民間経営者が良いと思います。